



一般社団法人 全国LPガス協会 会員の皆様へ

エネルギー
自由化
対応

LPガス事業者賠償責任保険制度 総合賠償特約のご案内

LPガス事業者様が行うLPガス業務以外の事業活動について生じる対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する特約です。



LPガス事業者賠償責任保険の
補償範囲

LPガス業務に起因する賠償事故



総合賠償特約の補償範囲

●小売業

●建設業・その他事業

LPガス業務以外 の業務に起因する賠償事故

LPガス事業者様が行う全て(※)の事業を対象といたします。

(※)ガソリンスタンド業務等一部対象とならない事業がございます。

実際にあった事故例		
ガス工事中に爆発事故 住宅16棟に被害 損害額 140,010 千円	電気工事中に電柱を倒し 住宅3棟に被害 損害額 4,000 千円	販売した飲食物により 食中毒が発生 損害額 10,194 千円
給排水管設備工事不良により下水が漏水し お客様宅に損害を与えた 損害額 8,697 千円	エアコンの設置ミスによりエアコンが落下し お客様宅に損害を与えた 損害額 3,166 千円	強風で足場が倒れ 近隣駐車場の車両を破損 損害額 5,423 千円

保険期間

2018年10月1日 午後4時 ~ 2019年10月1日 午後4時

●保険の詳細については、加入のご案内 P24をご確認ください。

補償タイプ

基本補償契約 タイプ	補償限度額(支払限度額)	免責金額(1事故につき)	付帯特約(全件付帯) 全てのタイプにセットされます
A	対人賠償・対物賠償合計 1事故につき 1 億円	なし	管理下財物損壊担保 支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 免責金額: 5万円
B	対人賠償・対物賠償合計 1事故につき 3 億円		リース・レンタル財物損壊担保 支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 免責金額: 5万円
C	対人賠償・対物賠償合計 1事故につき 5 億円		支給財物損壊担保 支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 免責金額: 5万円
			生産物・仕事の目的物自体の損壊担保 1事故かつ 保険期間につき 500 万円 免責金額: 5万円
			被害者治療費用担保 支払限度額(基本補償の内枠) 50 万円/名 500 万円/事故 免責金額: なし

※支払限度額・免責金額は、被害者治療費用担保を除き、1事故あたりの金額となります。
※上記特約は、対象事故により適用される特約が異なります。詳しくは、加入のご案内をご確認ください。



一般社団法人 全国LPガス協会

特約名	補償内容	補償内容
管理下財物損壊担保特約 ※請負業者賠償責任保険にセットされる特約	次の財物(管理下財物)の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ・被保険者が占有または使用している財物 ・被保険者が直接作業を加えている財物 ・被保険者が他人から借りている財物	支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 免責金額 5 万円
リース・レンタル財物損壊担保特約 ※請負業者賠償責任保険にセットされる特約	作業場内および加入依頼書記載の施設内においてまたは一時的にこれらの場所から持ち出され、使用または管理しているリース・レンタル財物を損壊したことに起因して被保険者が法律上の損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※リース・レンタル財物が盗取された場合や電氣的・機械的な原因により損壊した場合はお支払対象外です。	支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 免責金額 5 万円
支給財物損壊担保特約 ※請負業者賠償責任保険にセットされる特約	仕事の遂行のために発注者から支給された工事事業用資材や設置工事の目的物の損壊に起因する賠償責任を補償します。 ※盗難・紛失は補償対象外です。	支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 免責金額 5 万円
生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約 ※生産物賠償責任保険にセットされる特約	生産物または仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物の損壊およびその使用不能により被る損害が、これら以外の財物の損壊または他人の身体障害と同時に発生したものである場合に限り保険金をお支払いします。	支払限度額(基本補償の内枠) 500 万円 1事故かつ保険期間中につき 免責金額 5 万円
事故対応費用担保特約	基本補償で対象としている事故について、LPガス事業者様が以下の費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①訴訟対応費用 ②初期対応費用 ③信頼回復広告費用	支払限度額 500 万円 免責金額 なし
被害者治療費用担保特約	加入のご案内P.25(1)①②③で対象としている対人事故が発生した場合(日本国内に限り)に、その被害者に被保険者が治療費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、治療の原因となった身体の障害の発生日から1年以内に被保険者が支払った治療費用によるものに限り。また緊急措置費用および被保険者が既に賠償金として支払済みの治療費用は、本特約では対象外となります。	支払限度額 50 万円/名 (基本補償の内枠) 500 万円/事故 免責金額 なし

※支払限度額・免責金額は被害者治療費用担保を除き、1事故あたりの金額となります。

保険料

事業者の前年度売上金額からLPガス業務の売上金額を除いた金額を保険料算出基礎数字とし、「**建設業・その他事業**」「**小売業**」の売上高が大きいほうの事業の保険料を適用します。

例

A事業者

LPガス事業

小売業

建設業

を行う兼業事業者

内訳

小売業 1,500万円

建設業 2,700万円

LPガス事業を除く売上高が**4,200**万円

- 加入タイプA・B・Cから保険料テーブルを選択し、該当の保険料テーブルを見ます。
- LPガス業務など対象とならない業務を除く売上高の範囲に該当するテーブルを選択
A事業者の場合は、売上金額が4,200万円のため、**3,000万円超～5,000万円以下のテーブルを選択**
- 「小売業」、「建設業・その他事業」の売上高が大きいほうの**保険料表**を選択
A事業者の場合は、**建設業・その他事業**
※「小売業」、「建設業・その他事業」のどちらにも該当しない場合は、「建設業・その他事業」を選択
- テーブルの該当する保険料が年間保険料Aタイプ支払限度額1億円の場合:A事業者の年間保険料は**95,600**円

保険料表 (加入プランAタイプの場合)

補償限度額(支払限度額) 1億円 免責金額なし	業務区分	
	小売業 メイン事業者	建設業・その他事業 メイン事業者
LPガス業務を除く売上高	年間保険料(円)	年間保険料(円)
3,000万円以下	17,900	47,600
3,000万円超～5,000万円以下	27,300	95,600
5,000万円超～7,000万円以下	35,500	139,600
7,000万円超～1.0億円以下	45,100	194,400
1.0億円超～1.5億円以下	61,200	283,300
1.5億円超～2.0億円以下	79,200	380,100
2.0億円超～3.0億円以下	100,900	504,700
3.0億円超～4.0億円以下	125,100	638,500
4.0億円超～5.0億円以下	147,200	758,800
5.0億円超～6.0億円以下	164,300	858,600
6.0億円超～7.0億円以下	176,400	937,700
7.0億円超～8.0億円以下	188,400	1,016,800
8.0億円超～9.0億円以下	200,500	1,095,800
9.0億円超～10.0億円以下	212,500	1,174,900
10.0億円超～15.0億円以下	240,100	1,355,600
15.0億円超～30.0億円以下	324,100	1,883,700
30.0億円超～50.0億円以下	381,600	2,197,500

※50.0億円超の保険料については、幹事保険会社までお問い合わせをお願いします。

- 他の加入プランの支払限度額・免責金額・保険料の詳細については、**加入のご案内 P.29**をご確認ください。

このチラシはLPガス事業者賠償責任保険制度の総合賠償特約についての概要をご紹介します。保険の内容は同制度の「加入のご案内」をご確認ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款により、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル TEL 03-3593-8071 FAX 03-3593-8074

【引受保険会社】

東日本地区
幹事会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部 第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820 FAX 03-6388-0157 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

西日本地区
幹事会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)本店営業第二部営業第一課

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL 03-3285-1801 FAX 03-5223-3071